

「宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則（案）」に対する

意見と県の考え方

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課宅地対策調査室

- 1 パブリックコメント実施期間 令和7年2月12日(水)～3月13日(木)
- 2 意見提出者数（意見の延べ件数） 1人（1件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

御意見の概要	県の考え方
<p>第14条（書類の提出）、第15条（書類の提出部数）及び工事着手届の提出に関して</p> <p>建築物の建築にかかわる建築主、設計者及び工事施工者並びに民間確認検査機関に対して、盛土規制法に基づく手続き（申請書提出先及び許可窓口などを含む）に関して、わかりやすいリーフレットを作成するなどしてPRしていただきたい。</p>	<p>現在、千葉県ホームページ「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」において、盛土規制法の手続き等に関する説明会動画や、盛土規制法の概要を説明したチラシ等を公表しております。</p> <p>また、建設業界や民間確認検査機関をはじめとした、当該法に関連する業界団体様には、適宜周知を行っているところとなります。</p> <p>引き続き、いただいた御意見を参考に、申請書の提出先及び相談窓口を含む盛土規制法の手続等について、周知に努めてまいります。</p>